

平成 1 9 年 1 1 月 2 8 日
官民競争入札等監理委員会
配 付 資 料

求 人 開 拓 事 業 民間競争入札実施要項（案）

求人開拓事業 民間競争入札実施要項（案）

1 求人開拓事業の内容及びその実施に当たり確保されるべき求人開拓事業の質

（1）求人開拓事業の概要等

求人開拓事業は雇用失業情勢の厳しい地域で求人を開拓する事業であり、平成20年度においては、39地域で実施されることとなっている。

このうち、2地域について、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号。以下「法」という。）第14条及び第15条において準用する第10条、第11条第1項、第12条並びに第13条第1項及び第3項に基づき、公共サービス実施民間事業者（以下「民間事業者」という。）に委託する。

委託を受けることとなった一の民間事業者は、対象地域において、求職者の再就職に資する求人の量的確保を目的とした以下の求人開拓事業を受託する。

（2）対象地域

次の公共職業安定所（以下「安定所」という。）の管轄地域（当該安定所に属する出張所の管轄地域を含む。）からなる次の地域とする。

北海道函館地域（函館安定所）

青森東青地域（青森安定所）

（3）事業内容等

業務内容

民間事業者は、次のイから二までのすべてを行うものとする。

イ 対象地域に所在する事業所に係る求人提出につながる情報を収集すること。

ロ 対象地域に所在する事業所に対し求人提出を勧奨すること。

ハ 具体的な求人につながる対象地域に所在する事業所の情報について、その詳細を把握、確認の上、管轄の安定所に提供すること。具体的には、求人申込書（安定所に求人を出したことがない事業所にあっては事業所登録シートを含む。）を提出すること。

なお、求人票を提出しようとする事業主が、過去において安定所に求人申込みを行ったことがない場合、民間事業者は当該事業主の事業所を実地に訪問すること。

二 求人開拓時には、紹介に当たり希望する事項等の把握に努め、把握できた事項を補足事項として報告すること。

開拓の対象となる求人

イ 対象地域に所在する事業所のものであること。

ロ 対象地域を就業地とするものであること。

ハ 雇用保険への加入（一般被保険者に限る。）が見込まれるものであること。

民間事業者に対する安定所の求人情報の提供

効率的な求人開拓の実施を図るため、安定所は民間事業者に対し、次の求人に係る事業所の名称、住所及び郵便番号を2営業日後までに提供する。

(イ) 毎月第1営業日における有効求人

(ロ) 日々新規に受理した求人

また、これに加え、安定所は民間事業者に対し、毎週、ハローワークインターネットサービスにおいてすべての閲覧者が閲覧可能としている求人情報を、電子媒体により提供するとともに、安定所の求職者を対象にハローワークインターネットサービス上で公開している求人をインターネットで閲覧することができるようにする。

さらに、事業所と接触をする時期の参考とするため、安定所が行う個別求人開拓（個々の求職者の採用を前提とした個別的な求人開拓）の実施状況を提供する。

その他の業務運営に当たっての条件

イ 求人開拓に当たっては、次の取扱いを実施する。

(イ) 求人は事業所を管轄する安定所の担当統括官に提出すること。

(ロ) 安定所において、求人申込書等の完全記入を確認し、求人受理を行った時点において当該求人申込みに係る求人開拓が実施されたものとし、安定所の指摘がある事項については、補足、補正を行うものとする。

(ハ) 労働時間、賃金、労働保険・社会保険の加入の有無等の労働条件、その他募集年齢等の求人条件等が関係法令に違反している疑いのある内容の求人の申込みに対しては、安定所において受理を一旦保留した上で当該事業主から事情を聴くなどして取り扱う。

(ニ) 事業所との接触の結果、事業主から要請があった場合は、の条件に該当しないものであってもを実施すること。

(ホ) 有効期限切れの求人を、求人条件の変更を伴うことなく更新する求人開拓は実施しないこと。

ロ 充足する可能性の高い求人の効率的開拓に資するため、安定所は民間事業者に対し、従前の求人開拓推進員が活用していた資料、業務統計等（常用・パートタイム別、詳細の職種別の有効求人・求職のバランス及び求人・求職平均賃金情報等を含む。）を、適切な頻度で、安定所の業務に支障のない範囲で提供する。

ハ 求人開拓のために広範に配布する資料等は、民間事業者において作成、印刷等を行うものとする。

二 安定所が、求人の受理後、求職者に対する相談、紹介等を実施する上で、詳細な情報を必要とする場合、その把握は安定所において行う。その他、安定所は、個々の職業紹介等に必要な場合に、求人開拓その他の事業所訪問等を実施する。

ホ 円滑な業務運営を図るため、対象地域内における一の安定所を定めて民間事業者との業務の進捗状況に関する情報交換、充足する可能性の高い求人の効率的開拓に資するために必要な助言その他の業務運営全般に係る調整を行う。このため、民間事業所及び当該安定所は、それぞれ担当者を定める。

ヘ 民間事業者は、接触した事業所、接触の日、接触の方法（訪問、郵便、電話等の別）、求人申込書の提出の有無を記録し、その活動状況を、週に一度、ホの安定所の担当者に提出するものとする。

（４）確保されるべき求人開拓事業の質

市場化テスト（モデル事業）における求人開拓事業の実績を踏まえ、確保されるべき求人開拓事業の質は、各地域ごとに次のとおりとする。

北海道函館地域	開拓求人数	4,500人以上
	開拓求人の充足数	1,700人以上
青森東青地域	開拓求人数	4,200人以上
	開拓求人の充足数	1,500人以上

（注１）上記の目標値は、当該地域の平成 17 年度及び 18 年度の国実施時の開拓求人数及び平成 18 年度の当該地域の求人から充足率の高い開拓求人を除いた一般的な求人の充足率を用いて算出している。

（注２）「充足」とは、求人が、職業紹介を通じて、実際に求職者の就職に結びつくことをいう。以下同じ。

（算式）

北海道函館地域：○ 開拓求人数の算出

$$\left(\frac{6,140 \text{人}}{12 \text{人}} \right) \times 7 \text{人} = 3,582 \text{人}^1$$

平成 17 年度開拓求人数

$$\left(\frac{4,647 \text{人}}{10 \text{ヶ月}} \right) \times 12 \text{ヶ月} = 5,576 \text{人}^2$$

平成 18 年度開拓求人数

$$(3,582 \text{人} + 5,576 \text{人}) \div 2 = 4,579 \text{人} \quad 4,500 \text{人}$$

○ 開拓求人の充足数の算出

$$4,500 \text{人} \times 37.9\% = 1,705 \text{人} \quad 1,700 \text{人}$$

開拓求人を除く求人の充足率（平成 18 年度）

青森東青地域：○ 開拓求人数の算出

$$\left(\frac{3,951 \text{人}}{5 \text{人}} \right) \times 7 \text{人} = 5,531 \text{人}^1$$

平成 17 年度開拓求人数

$$\left(\frac{2,505 \text{人}}{10 \text{ヶ月}} \right) \times 12 \text{ヶ月} = 3,006 \text{人}^2$$

平成 18 年度開拓求人数

$$(5,531 \text{人} + 3,006 \text{人}) \div 2 = 4,268 \text{人} \quad 4,200 \text{人}$$

○ 開拓求人の充足数の算出

$$4,200人 \times 37.8\% = 1,587人 \quad 1,500人$$

開拓求人を除く求人の充足率（平成 18 年度）

1… 平成 17 年度の国の求人開拓推進員配置実績は、北海道旭川地域：12 人、青森東青地域：5 人であるが、平成 20 年度に国が当該地域の事業を直接行うこととした場合の求人開拓推進員の配置数である 7 人に換算している。

2… 平成 18 年度事業は平成 18 年 6 月から平成 19 年 3 月まで（10 ヶ月）実施しているため、実績に 10 分の 12 を乗じている。

当該年度の開拓求人数及び開拓求人の充足数が、ともに の確保されるべき求人開拓事業の質に定める値を超える場合は、当該地域において事業を実施する民間事業者に対し、 に定める値を超える開拓求人の充足数分について、20 人毎に 3 万円の開拓促進費に 100 分の 105 を乗じた額を支払うものとする。

なお、当該開拓促進費の支払いに当たっては別途上限額を設けるものとする。

当該年度の開拓求人の充足数が 460 人に満たない場合は、その不足する開拓求人の充足数分について、20 人毎に 3 万円に 100 分の 105 を乗じた額を、当該地域において事業を実施する民間事業者に対する委託費から減額するものとする。

（注）上記の充足数の基準（460 人）は、平成 20 年度に求人開拓事業が実施される地域の中で、平成 17 年度及び 18 年度に国が事業を実施した時の最も実績の低い地域の開拓求人の充足数より算出している。

2 実施期間

求人開拓事業の実施期間は、平成 20 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日までとする。

3 入札参加資格

（1）法第 10 条各号（第 11 号を除く。）に該当する者でないこと。

（2）予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 71 条に規定される次の各号のいずれかに該当し、かつその事実があった後 2 年を経過していない者でないこと（これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についてもまた同じ。）。

イ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者

ロ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

ハ 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

二 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

ホ 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

- (3) 平成19・20・21年度厚生労働省競争参加資格(全省庁統一資格)において、入札実施地域における「役務の提供等」でA、B又はC等級に格付けされている者であること。
- (4) 就職支援、求人情報提供又は職業紹介事業に係る実績を3年以上有する者であること。
- (5) 労働力需給調整に係る法令等の重大な違反がないこと(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(昭和60年法律第88号)(以下「労働者派遣法」という。))第6条第1号及び第2号に該当しないこと。法人にあっては、以上のほか、その役員のうちに同条第1号及び第2号に該当する者がいないこと。)
- (6) 職業安定法(昭和22年法律第141号)若しくは労働者派遣法(第3章第4節の規定を除く。))の規定又はこれらの規定に基づく命令若しくは処分に違反した日から5年を経過しない者でないこと。
- (7) 労働保険・厚生年金保険・政府管掌健康保険又は船員保険の未適用及びこれらに係る保険料の未納があった場合に、その日から2年を経過しない者でないこと。
- (8) 本事業その他の就職支援に関する事業の適正かつ確実な履行が図られなかった者、雇用保険法(昭和49年法律第116号)第62条及び第63条に定める雇用安定事業及び能力開発事業(平成19年4月22日以前については、改正前の雇用保険法第62条から第64条に定める雇用安定事業、能力開発事業及び雇用福祉事業)に係る不正を行った者、国、地方公共団体若しくは特別の法律により設立された法人でその業務が国の事務と密接な関連を有するものによる不利益処分を受けた者等であり、それぞれの処分等の日から3年を経過しない者であって、本事業を実施する者として著しく不適当であると、厚生労働省に設置する評価委員会(以下「評価委員会」という。))において判断される者でないこと。
- (9) 関係会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号)第8条に規定する「親会社」、「子会社」、「関連会社」及び当該事業者が他の会社等の関連会社である場合における当該他の会社等をいう。)(以下、単に「関係会社」という。))が(5)から(8)に該当しない等であるために本事業を実施する者として不適当であると、評価委員会において判断される者でないこと。
- (10) 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)に基づく一般事業主に係る雇用率(1.8%)以上の身体障害者、知的障害者又は精神障害者を雇用していること。また、常用労働者数が300人以下であって、雇用率未達成の事業主に

については、障害者の雇入れに関する計画を提出し、雇用改善を図っていると、評価委員会において判断される者であること。なお、常用労働者数が55人以下の事業主については、本要件は適用しない。

4 入札に参加する者の募集

(1) 入札に係るスケジュール

入札公告 平成19年12月上旬

入札公告後、入札に参加しようとする者等からの実施要項等に係る疑義については、書面で受け付けることとし、回答については、軽微なものを除き公表する。

入札説明会 平成19年12月中旬

委託事業を実施する労働局において、入札説明会を開催する。

入札書提出期限 平成20年1月中旬

下記(2)の提出書類(部数は別途定める。)を、委託事業を実施する労働局に持参又は郵送により提出する。

開札 平成20年2月中旬

イ 開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

ロ 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。

ハ 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示又は提出しなければならない。

ニ 入札者又はその代理人は、支出負担行為担当官が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。

契約の締結

落札者の決定後速やかに、委託事業を実施する労働局と当該落札者との間で別途定める契約書案に基づく契約を締結するとともに、平成20年4月1日の事業開始に向けた業務の引き継ぎ等に係る調整を開始する。

(2) 入札実施手続

提出書類

民間競争入札に参加する者(以下「入札参加者」という。)は、入札金額を記載した書類(以下「入札書」という。)及び総合評価のための業務運営の具体的な方法、その質の確保の方法等(以下「業務の質等」という。)に関する書類(以下「企画書」という。)を提出すること。

企画書の内容

入札参加者が提出する企画書には、事業の実施期間を通じて開拓する求人情数及び求人数並びに求人充足数について、目標とする数を明記の上、企画提案の内容として明らかにされる業務の質等に関する評価を受けるため、次の事項を記載する。

イ 当該地域の労働市場に関する認識

地域の経済動向、業種別の業況、求人、求職等雇用失業情勢等

ロ 労働市場の動向を踏まえた求人開拓の方法等

接触対象事業所の範囲及び選定方法、接触の頻度及び方法、その他開拓求人の質（開拓求人に占める正社員求人の割合等）を高めるための取組み等

ハ 実施体制

（イ）組織体制

事業全体を管理する者、求人開拓担当者及びその他の事業従事者の経歴、資格・経験等、事業従事者に対する指揮監督のあり方、事業従事者の配置、他の事業と兼任する者がいる場合はそれぞれの業務に従事する時間配分等具体的な兼務内容等

（ロ）運営管理

法令の遵守（均等待遇、労働条件の明示、個人情報の取扱い、秘密の保持等）、進行管理（自己評価及びその結果に基づく改善、苦情処理）等

（ハ）実績

委託事業を適切に実施するに十分な民間事業者における実績（就職支援、求人情報提供又は職業紹介事業に関する実績、主要取引先等を含む。）

（ニ）再委託

一の民間事業者が委託事業の一部を他の事業者に再委託する場合には、当該一の民間事業者と当該再委託先との間で委託する業務の範囲、再委託を行うことの合理性及び必要性、再委託先の履行能力並びに報告徴収その他運営管理の方法

二 事業全体の整合性等

イから八までの事項（これらに該当しない事項で記載すべきものがある場合は、本項において併せて記載する。）の事業全体としての整合性を確保するための方法等

企画書の添付資料の内容

企画書の添付資料は、次のとおりとする。

この場合において、一の民間事業者が委託事業の一部を他の事業者に再委託するときは、ロの事業者に関する資料については、当該一の民間事業者に関する資料のほか、当該他の事業者に関する資料も添付するものとする。

イ 企画書の内容の要約に関する資料

別に定める様式により、企画書の要約版を作成すること。

ロ 民間事業者に関する資料

- (イ) 民間事業者の概要に関する資料。(3 (4)に規定する欠格事由の審査に必要な情報を含む。)
- (ロ) 法第 10 条各号に規定する欠格事由の審査に必要な書類。(別に定める入札説明書に様式を添付)
- (ハ) 平成 19・20・21 年度厚生労働省競争参加資格(全省庁統一資格)において、入札実施地域における「役務の提供等」で A、B 又は C 等級に格付けされている者であることを証明する書類。
- (ニ) 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく一般事業主に係る直近の障害者雇用状況報告書(障害者の雇用の促進等に関する法律施行令及び障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式(昭和 51 年告示第 112 号) 第 6 号(様式 35) 又は第 6 号の 2 (1) 及び(2) (様式 36 及び 37)) の写及び当該報告書の報告時点から入札時点までの全従業員及び障害者(いずれも常用労働者に限る。) の雇用状況が明らかになる書類。(常用労働者が 300 人以下、かつ、雇用率未達成の事業主については、障害者の雇入れに関する計画を添付すること。)
- (ホ) 3 (2)、(5)、(6)、(7)に規定する欠格事由の審査に必要な書類。(別に定める入札説明書に様式を添付)
- (ヘ) 法令の遵守に関する申出書等。(3 (8)、(9)に規定する欠格事由の審査に必要な事項を含む。(別に定める入札説明書に様式を添付))
- (ト) 関係会社がある場合には、当該関係会社に係る一覧表。(別に定める入札説明書に様式を添付)

入札の無効

本実施要項に示した競争参加資格のない者、別に定める入札説明書の入札条件に違反した者又は入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書及び企画書は無効とする。

入札の延期

入札者が相連合し又は不穩の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札を延期することがある。

代理人による入札

- イ 代理人が入札する場合には、入札書に競争参加者の氏名、名称又は商号、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記入して押印(外国人の署名を含む。) をしておくとともに、開札時まで別途定める様式による代理委任状を提

出しなければならない。

- ロ 入札者又はその代理人は、本件調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

5 求人開拓事業を実施する者を決定するための評価の基準

求人開拓事業を実施する者（以下この項において「落札者」という。）の決定は、総合評価方式によるものとする。なお、評価は、評価委員会において行うものとする。

（１）評価の方法

落札者を決定するための評価は、提出された企画書の内容が、求人開拓事業の目的に沿った実行可能なものであるか（必須項目審査）、また、効果的なものであるか（加点項目審査）について行う。

必須項目審査

求人開拓事業の目的及び実施内容に照らし、次の各項目について、目的に沿ったものであるか、また、実行可能かを審査する。

イ 労働市場に関する認識について

ロ 求人開拓の実施方法等について

ハ 実施体制（事業全体を管理する者及び求人開拓担当者の経歴、資格・経験等）について

ニ 事業全体の整合性等（事業の継続性が見込まれるか否かを含む。）について

以上、全ての項目が目的に沿った実行可能なものである場合、基礎点（１４４点）を与え、一つでも欠ける場合は不合格とする。

加点項目審査

求人開拓事業の実施内容及びその目的に照らし、次の各項目に関し、各項目の効果が期待されるかを審査する。加点項目の審査では、評価委員会の各委員（６人）は、各項目ごとに、その内容に応じ０点から４点を付与（１点、２点、３点及び４点は各項目につきそれぞれ１事業者のみに付与）する。

イ 労働市場に関する認識について、事業実施に当たり、より効果が期待されるか否か。

ロ 求人開拓の実施方法等について、事業実施に当たり、より効果が期待されるか否か。

ハ 実施体制（事業全体を管理する者及び求人開拓担当者の経歴、資格・経験等）について、事業実施に当たり、より効果が期待されるか否か。

ニ 事業全体の整合性等について、事業実施に当たり、より効果が期待されるか否か。

以上の方法によりイ及びニの各加点項目について、その内容に応じ０点から２４

点を与え、ロ及びハの加点項目については、2.0の加重を持たせ、0点から48点を付与する。

(2) 落札者の決定

必須項目審査により得られた基礎点(144点)と加点項目審査により得られた加算点(最高144点)の合計点を入札価格(予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であるものに限る。)で除して得られた値が最も高い者を落札者として決定する。

ただし、当該落札者の入札価格が予定価格の6割に満たない場合は、その価格によって契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるか否か、次の事項について改めて調査し、当該おそれがあると認められた場合には、所要の手続を経て、次順位以下の入札者から落札者を決定する。

イ 当該価格で入札した理由及びその積算の妥当性(当該単価で適切な人材が確保されるか否か、就任予定の者に支払われる賃金額が適正か否か、就任予定の者が当該金額で了解しているか否か等)

ロ 当該契約の履行体制(常駐者の有無、人数、経歴、勤務時間、専任兼任の別、業務分担等が適切か否か等)

ハ 当該契約期間中における他の契約請負状況

ニ 手持機械その他固定資産の状況

ホ 国及び地方公共団体等に対する契約の履行状況

ヘ 経営状況

ト 信用状況

落札者となるべき者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。また、入札者又はその代理人が直接くじを引くことができないときは、入札執行事務に関係ない職員がこれに代わってくじを引き落札者を決定するものとする。

落札者が決定したときは、遅滞無く、落札者の氏名若しくは名称、落札金額、落札者の決定の理由並びに提案された内容のうち具体的な実施体制及び実施方法の概要について公表するものとする。

入札者又はその代理人の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行うこととし、これによってもなお落札者となるべき者が決定しない場合には、入札条件を見直し、再度公告入札に付することとする。再度の公告によっても落札者となるべき者が決定しない場合は、国が自ら当該求人開拓事業を実施することとし、その理由を公表するとともに、官民競争入札等監理委員会(以下「監理委員会」という。)に報告することとする。

6 求人開拓事業の実施状況に関する情報の開示

(1) 求人開拓事業に関する従来の実施に要した経費

別紙 1 のとおり

(2) 求人開拓事業に関する従来の実施に要した人員

別紙 2 のとおり

(3) 求人開拓事業に関する従来の実施に要した施設及び設備

別紙 3 のとおり

(4) 従来の実施における目的の達成の程度（実績）

別紙 4 のとおり

(5) 従来の実施方法

別紙 5 のとおり

7 民間事業者が、求人開拓事業を実施するに当たり、厚生労働大臣に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他の求人開拓事業の適正かつ確実な実施の確保のために契約により民間事業者が講ずべき措置に関する事項等

(1) 報告事項等

調査等

イ 民間事業者は、委託事業開始日から起算して 1 ヶ月を経過するごとに、経過の日から 10 日以内に、委託事業の実施状況を国に報告しなければならない。

ロ 民間事業者は、委託事業を終了し、又は中止したときは、終了又は中止の日から 3 ヶ月以内に、委託事業の実施状況を記載した事業報告書及び収支計算書並びに求人開拓事業の実施に要した経費に関する報告書を国に提出しなければならない。

ハ 国は、本事業の適正かつ確実な実施を確保するために必要があると認めるときは、民間事業者に対し、求人開拓事業の状況に関し必要な報告を求め、又は事業所に立ち入り、求人開拓事業の実施の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問することができる。

立入検査をする国の職員は、検査等を行う際には、当該検査等の根拠を民間事業者に明示するとともに、当該検査等が法第 26 条第 1 項に基づくものである場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示する。

二 国は、本事業を実施するために必要があると認めるときは、委託事業の実施状況を公表することができる。

指示

国は、民間事業者による委託事業の適正かつ確実な実施を確保するために必要があると認めるときは、民間事業者に対し、必要な措置をとるべきことを指示するこ

とができる。

(2) 秘密の保持等

個人情報の取扱等

イ 民間事業者は、個人情報及び法人である事業主に関する情報（安定所から提供されるものを含む。）を収集し、保管し、又は使用するに当たっては、委託事業の実施に必要な範囲内でこれらの個人情報等を収集し、並びに当該情報の収集の目的の範囲内でこれを保管し、及び使用しなければならない。

ただし、事業主の同意がある場合その他正当な事由がある場合は、この限りでない。

ロ 民間事業者は、個人情報等を適正に管理するために必要な措置を講じなければならない。

秘密の保持

民間事業者、民間事業者の役員・従業員等で、委託事業に従事している者又は従事していた者は求人開拓事業の実施に関して知りえた秘密を漏らし、又は盗用してはならない。これらの者が秘密を漏らし、又は盗用した場合には、法第54条により罰則の適用がある。

(3) 事業従事者に係る取扱

求人開拓事業に従事する者は、労働保険及び社会保険に加入しなければならない。

(4) 契約に基づき民間事業者が講ずべき措置

委託事業の開始、中止及び終了

イ 民間事業者は、締結された契約に定められた事業開始日に、確実に委託事業を開始しなければならない。

ロ 民間事業者は、やむを得ない事由により、委託事業を中止しようとするときは、あらかじめ、国の承認を受けなければならない。なお、民間事業者の責に帰すことのできない事由により委託事業を中止する場合においては、国は、事業開始から当該中止の日までの日割計算による委託費を支給するものとする。

公正な取扱

イ 民間事業者は、求人開拓事業の実施に当たって、求人事業主を合理的な理由なく区別してはならない。

ロ 民間事業者は、求人開拓事業における求人事業主の取扱について、民間事業者が行う他の事業の利用の有無により区別してはならない。

金品等の授受の禁止

民間事業者は、求人開拓事業において、金品等を受け取る事又は与えることをしてはならない。

民間事業者であることの明示等

イ 民間事業者は、国が交付する民間事業者が求人開拓事業の受託者であることを明らかにする書面を、求人開拓事業を行う主たる事務所に掲げなければならない。

民間事業者が、求人開拓事業を実施するに当たり使用する事業の名称は、「ハローワーク求人開拓事業（ 受託□□労働局委託事業）」とする。

ロ 民間事業者が、求人開拓を目的として、訪問、電話その他の方法により事業所と接触をする場合は、自らが都道府県労働局から事業の委託を受け、安定所において活用する求人を開拓するものであることを明らかにしなければならない。

宣伝行為の禁止

イ 民間事業者及びその従業者は、上記 の名称又はそれと誤認されるおそれのある名称を用い、求人開拓事業の業務以外の自ら行う業務の宣伝に利用すること（一般的な会社案内資料において列挙される事業内容や受注業務の1つとして事実のみ簡潔に記載する場合等を除く。）及び当該自ら行う業務が求人開拓事業の一部であるかのように誤認させるおそれのある行為をしてはならない。

ロ 民間事業者は、求人開拓事業の実施に当たって、自らが行う事業の宣伝を行ってはならない。

自らの事業の同時実施の禁止

民間事業者は、求人開拓事業の業務を目的として事業主その他の第三者と接触する際に、同時に他の事業に係る行為を行ってはならない。

求人情報の活用の禁止

民間事業者は、開拓した求人情報を、自らが行う事業に活用してはならない。

記録

民間事業者は、委託事業の実施状況に関する記録を作成し、委託事業を終了し、又は中止した日の属する年度の翌年度から起算して5年間、保管しなければならない。

帳簿、書類等

民間事業者は、委託事業に係る会計を他の事業に係る会計と区分して経理すること等により、委託事業に要した経費を把握するとともに、これに関する帳簿書類を作成し、委託事業を終了し、又は中止した日の属する年度の翌年度から起算して5年間、保管しなければならない。

権利の譲渡

民間事業者は、委託契約に基づいて生じた権利の全部又は一部を第三者に譲渡してはならない。

開拓求人に関する取扱

民間事業者及びその従業者は、求人開拓事業の実施に当たり、次の事項を遵守しなければならない。

イ 開拓した求人の内容について、把握した重要な事実を隠し、把握した事実以外の内容を追加し、又は把握した事実以外の内容に変更してはならないこと。

ロ 求人開拓事業において、契約に基づく国の支払いを除き、求人事業主その他のいかなる者からも、料金、手数料、実費の類を一切徴収してはならないこと。

権利義務の帰属

イ 委託事業の実施が第三者の特許権、著作権その他の権利と抵触するときは、民間事業者は、その責任において、必要な措置を講じなければならない。

ロ 民間事業者は、委託事業の実施状況を公表しようとするときは、あらかじめ、国の承認を受けなければならない。

再委託

イ 委託事業の実施に当たり、その全部を一括して再委託を行ってはならない。

ロ 事業実施に当たり、その一部について再委託を行う場合には、民間事業者は、原則としてあらかじめ企画書において、再委託先に委託する業務の範囲、再委託を行うことの合理性及び必要性、再委託先の履行能力並びに報告徴収その他运营管理の方法（以下「再委託先等」という。）について記載するものとする。

ハ 委託契約締結後にやむを得ない事情により再委託を行う場合には、再委託先等を明らかにした上で国の承認を得るものとする。

ニ 上記ロ又はハにより再委託を行う場合には、民間事業者は再委託先から必要な報告を徴収することとする。

ホ 上記の秘密の保持等、公正な取扱、金品等の授受の禁止、宣伝行為の禁止、自らの事業の同時実施の禁止、求人情報の活用の禁止、開拓求人に関する取扱及び権利義務の帰属については再委託先は民間事業者と同様の義務を負うものとする。

委託契約の解除

国は、民間事業者が次のいずれかに該当すると認めるときは、委託契約の解除をすることができる。この場合において、委託契約の解除は、将来に向かって効力を生じる。

イ 偽りその他不正の行為により落札者となったとき

ロ 法第14条第2項第3号又は第15条において準用する第10条（第11号を除く。）の規定による民間競争入札に参加する者に必要な資格の要件（本要項3）を満たさなくなったとき

ハ 法第20条第1項の契約に従って求人開拓事業を実施できなかったとき、又はこれを実施することができないことが明らかになったとき

ニ ハに掲げる場合のほか、法第20条第1項の契約において定められた事項について重大な違反があったとき

ホ 法令又は契約に基づく報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき

ヘ 法令又は契約に基づく指示に違反したとき

ト 民間事業者又はその職員その他の求人開拓事業に従事する者が、法令又は契約に違反して、求人開拓事業の実施に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用したとき

チ 暴力団員を業務を統括する者又は従業員としていることが明らかになったとき
リ 暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していることが明らかになったとき

委託契約解除時の取扱い

イ 上記 に該当し、契約を解除した場合には、国は民間事業者に対し、当該解除の日までに求人開拓事業を契約に基づき実施した期間にかかる委託費を支給する。

ロ この場合、民間事業者は、契約金額の105分の100に相当する金額の100分の10に相当する金額を違約金として国の指定する期間内に納付しなければならない。

ハ 国は、民間事業者が前項の規定による金額を国の指定する期日までに支払わないときは、その支払期限の翌日から起算して支払のあった日までの日数に応じて、年100分の5の割合で計算した金額を延滞金として納付させることができる。

二 国は、契約の解除及び違約金の徴収をしてもなお損害賠償の請求をすることができる。

委託費の返還

民間事業者は、委託費の過誤払いがあったときは、それを返還しなければならない。

委託契約の解釈

委託契約に関して疑義が生じた事項については、その都度、国と民間事業者とが協議する。

8 民間事業者が求人開拓事業を実施するに当たり第三者に損害を加えた場合において、その損害の賠償に関し契約により当該民間事業者が負うべき責任

民間事業者は、本契約を履行するに当たり民間事業者、その役員、職員その他本契約の履行に従事する者の故意又は過失により第三者に損害を加えたときは、当該損害に対する賠償の責めに任ずるものとする。この場合において、国が当該損害に対する賠償の責に任じたときは、民間事業者は、国の求償に応じなければならない。

ただし、当該損害の発生が国の責に帰すべき理由による場合は、この限りでない。

9 求人開拓事業に係る評価に関する事項

(1) 求人開拓事業の実施状況に関する調査の時期

求人開拓事業の実施状況については、平成21年3月末日時点における状況を調査するものとする。

(2) 調査の実施方法

民間事業者及び国がそれぞれ担当する対象地域の状況について、当該対象地域を管轄する安定所を通じて都道府県労働局において取りまとめ、当該労働局から厚生労働本省あて報告するものとする。

(3) 調査項目

上記調査期間における、各対象地域に係る次の項目について把握する。

開拓求人として受理された件数

当該求人に係る求人数及び求人充足数

開拓求人に占める正社員求人の割合

事業の運営に要した経費

なお、有効期限切れの求人を、求人条件の変更を伴うことなく更新する求人開拓は実績に含めない。

(4) 上記調査を行うに当たり、求人開拓事業を実施する民間事業者及び国は、事業の実績及び実際の運営に要した経費を記録、集計する。

(5) 上記(3)の調査項目について、求人開拓事業を実施する民間事業者と国との比較を行うこととし、評価方法については、雇用失業情勢の違い等各地域の差にも配慮しつつ、評価委員会において検討を行う。

10 その他求人開拓事業の実施に関し必要な事項

(1) 事業実施状況等の監理委員会への報告及び公表

民間事業者の事業実施状況については、上記7の(1)イの報告等を踏まえ、厚生労働省において半期毎に取りまとめて監理委員会へ報告するとともに、公表することとする。

また、民間事業者に対する会計法令に基づく監督・検査の状況について、半期毎に監理委員会へ報告するとともに、法第26条及び第27条に基づく報告徴収、立入検査、指示等を行った場合には、その都度、措置の内容及び理由並びに結果の概要を監理委員会へ報告することとする。

(2) 国の監督体制

イ 本委託事業の契約に係る監督は、契約担当官等が、自ら又は補助者に命じて、立

会い、指示その他の適切な方法によって行うものとする。

□ 本委託事業の実施状況に係る監督は、上記 7 の(1) ハにより行うこととする。

(3) 民間事業者の責務等

イ 本委託事業に従事する者は、刑法（明治 40 年法律第 45 号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなされる。

□ 民間事業者は、会計検査院が必要と認めるときには、会計検査院法（昭和 22 年法律第 73 号）第 25 条及び第 26 条により、会計検査院の実地の検査を受けたり、同院から直接又は厚生労働省を通じて、資料・報告等の提出を求められたり質問を受けたりすることがある。

従来の実施状況に関する情報の開示

1 従来の実施に要した経費

(単位:千円)

			平成16年度	平成17年度(17年6月～18年5月)	平成18年度(18年6月～19年3月)
求人開拓事業(北海道函館地域)					
	人件費	常勤職員	0	0	0
		非常勤職員	19,184	24,882	11,790
	物件費		-	310	131
	委託費等	委託費定額部分	0	0	0
		成功報酬等	-	-	-
		旅費その他	1,079	1,618	1,207
計(a)			20,263	26,810	13,128
参考値	減価償却費		-	16	8
	退職給付費用		0	0	0
(b)	間接部門費		2,504	3,374	1,340
(a)+(b)			22,767	30,200	14,476
求人開拓事業(青森東青地域)					
	人件費	常勤職員	0	0	0
		非常勤職員	1,876	10,632	11,823
	物件費		-	98	90
	委託費等	委託費定額部分	0	0	0
		成功報酬等	-	-	-
		旅費その他	0	37	38
計(a)			1,876	10,767	11,951
参考値	減価償却費		-	37	44
	退職給付費用		0	0	0
(b)	間接部門費		88	502	565
(a)+(b)			1,964	11,306	12,560

(注記事項)

1. 各費目の内容は以下のとおりです。

人件費:非常勤職員手当、社会保険料、労働保険料、児童手当拠出金、介護保険料

物件費:通信運搬費、消耗品費

委託費等:職員旅費

(ガソリン代の計上について)

北海道函館地域:求人開拓推進員所有車を使用しており、ガソリン代相当額を職員旅費として支給しているため、委託費等に計上しています。

青森東青地域:官用車の使用によるガソリン代を消耗品費として物件費に計上しています。

2. 減価償却費、退職給付費用及び間接部門費は推計の要素を含む参考情報であり、各費目の算定方法は以下のとおりです。

減価償却費

国が事業を実施した際に使用していた建物、車両にかかる減価償却費を計上しています。

(車両にかかる減価償却費の計上について)

北海道函館地域:求人開拓推進員所有車を使用しているため、車両にかかる減価償却費は計上していません。

青森東青地域:官用車を使用しているため、当該車両の減価償却費を計上しています。

退職給付費用

厚生労働省全体の退職給付費用を当該省内総職員数で除した数に求人開拓事業に従事した職員数を乗ずることにより算出することとしますが、常勤職員がいないため0としています。

間接部門費

管轄安定所の庶務、経理係において当該間接業務に従事する者の人件費を業務従事時間で按分するとともに、労働局の総務部総務課の会計、人事係において当該間接業務に係る者の人件費を事業に従事する人員数に基づき配賦する方法により算出しています。

3. 計上した経費については、「実施要項における従来の実施状況に関する情報の開示に関する指針」に従って整理したものです。

4. 開示した経費について、参考値を含む全費目が受託者の負担すべき経費に相当します。
5. 経費の主な増減要因は、求人開拓推進員配置数の増減によるものです。
6. 平成17年度については、平成17年4、5月の経費を計上しておらず、市場化テスト(モデル事業)の実施期間である平成17年6月～18年5月までの経費を計上しています。
7. 平成18年度については、事業実施期間である平成18年6月～19年3月まで(10か月間)の経費を計上しています。
8. 平成16年度経費において、物件費及び減価償却費については、当該業務に係る経費を区分して把握することができないため、人件費と職員旅費を計上しています。
9. 求人開拓事業については、平成17年度から、従前の全国的に実施する方式を改め、労働市場圏単位で有効求人倍率の低い地域を対象に重点的に実施することとしています。
10. 当事業は、平成17、18年度において市場化テスト(モデル事業)として実施しており、平成17年度においては、北海道札幌地域、秋田中央地域、福岡北九州地域の3地域について、平成18年度においては、北海道旭川地域、高知中央地域、長崎県南地域の3地域について、民間事業者に事業を委託しており、その契約額を参考に示すと以下のとおりです。
(平成17年度)北海道札幌地域:38,850千円、秋田中央地域:23,100千円、福岡北九州地域:39,900千円
(平成18年度)北海道旭川地域:12,705千円、高知中央地域:11,767千円、長崎県南地域:11,892千円
(各地域の労働市場の規模等が異なりますので金額による単純な比較はできません。)

2 従来の実施に要した人員

(単位:人)

	平成16年度	平成17年度	平成18年度
求人開拓事業(北海道函館地域)			
常勤職員	0	0	0
非常勤職員	9.2	11.9	5.8
求人開拓事業(青森東青地域)			
常勤職員	0	0	0
非常勤職員	1	5	5.8

(業務従事者に求められる知識・経験等)

1. 企業とのつながりや企業に関する知識等を活かした求人開拓推進を期待できること 等
2. 国が事業を実施した際に配置していた求人開拓推進員の経験年数を参考に示すと以下のとおりです。
(北海道函館地域)平均1.7年、最短0年から最長5年
(青森東青地域)平均0.4年、最短0年から最長2年
各年度の事業開始時点における経験年数をもとに算出しています。

(業務の繁閑の状況とその対応)

通年で業務の繁閑は生じません。

(注記事項)

1. 委託対象の業務に年度を通じて直接従事した常勤者及び非常勤者(委託事業を実施する部門において対象業務に従事する人員)の人数を記載しています。
2. 通年で配置されていない人員については、配置期間に応じた換算人数(例えば、6ヵ月配置された者は0.5人)で計上しています。なお、平成18年度は事業実施期間が10ヵ月であるため、12分の10を乗じた換算人数を計上しています。
3. 求人開拓事業については、平成17年度から、従前の全国的に実施する方式を改め、労働市場圏単位で有効求人倍率の低い地域を対象に重点的に実施することとしています。
4. 平成20年度実施予定の求人開拓事業では、仮に国が直接事業を行うとした場合に、当該地域における求職者数等に基づき予定される求人開拓推進員の配置数は、いずれの地域においても7人となります。

3 従来の実施に要した施設及び設備

求人開拓事業(北海道函館地域)

施設: 公共職業安定所事務室

設備: (机、椅子類)机、椅子
 (PC関係)パソコン、プリンタ()
 (電信・電話関係)電話
 (その他事務用品類)複合機()

求人開拓事業(青森東青地域)

施設: 公共職業安定所事務室

設備: (机、椅子類)机、椅子
 (PC関係)パソコン、プリンタ()
 (電信・電話関係)電話、FAX()
 (車両関係)車両()
 (その他事務用品類)コピー機()

(注記事項)

1. 上記に記載された施設及び設備は、受託事業者が用意する必要があります。
2. の設備は、安定所の共用設備です。
3. 各地域の車両の使用状況は以下のとおりです。
 (北海道函館地域)移動手段は徒歩及び求人開拓推進員所有車となっており、官用車の使用はありません。
 (青森東青地域)移動手段は徒歩及び官用車となっております。

4 従来の実施における目的の達成の程度

	平成16年度		平成17年度		平成18年度	
	目標・計画	実績	目標・計画	実績	目標・計画	実績
求人開拓事業(北海道函館地域)						
開拓求人件数(件)	-	728	2,880	3,639	1,400	3,009
開拓求人数(人)	-	2,447	6,048	6,140	2,940	4,647
充足数(人)	-	-	-	2,740	-	2,325
正社員求人の割合(%)	-	-	-	46.1	-	54.9
求人充足1人当たりの経費(千円)	-	-	-	10.0	-	5.8
事業所接触回数(回)	-	-	-	12,728	-	10,920

求人開拓事業(青森東青地域)

開拓求人件数(件)	-	379	1,200	2,269	1,400	1,665
開拓求人数(人)	-	822	2,520	3,951	2,940	2,505
充足数(人)	-	-	-	1,658	-	1,230
正社員求人の割合(%)	-	-	-	54.0	-	47.0
求人充足1人当たりの経費(千円)	-	-	-	6.5	-	9.7
事業所接触回数(回)	-	-	-	7,176	-	6,432

(注記事項)

1. (目標・計画欄):

- (1)平成17、18年度においては、求人開拓推進員1人当たりの開拓求人件数月20件以上、開拓求人数月42人以上を目標として設定していることから、これに各地域の求人開拓推進員数を掛けたものを開拓求人件数、開拓求人数に掲げています。
- (2)平成16年度以前は当事業における目標値は設定していません。

2. (実績):

- (1)開拓求人件数及び開拓求人数については、平成17年度から、求人開拓事業を雇用失業情勢が厳しい地域において重点的に実施することとし、求人開拓推進員の配置数を増やした上で積極的な事業実施を図ったため実績が大幅に増加している地域があるとともに、従前行ってきた電話等による求人条件の変更を伴わない有効求人更新は、求人開拓事業の対象に含めないこととしたため、平成16年度以前の実績と単純に比較することはできません。
- (2)開拓求人に係る充足数及び正社員求人の割合については、平成17年度から把握することとしたものです。
- (3)求人充足1人当たりの経費として、人件費、物件費、委託費等の合計額を充足数の実績で除したものを参考に掲載しています。

3. (市場化テスト(モデル事業)における実施状況):

今回の入札対象地域にはなっていませんが、平成17年度において市場化テスト(モデル事業)として、民間に委託した北海道札幌地域、秋田中央地域、福岡北九州地域における実施状況を参考に示すと以下のとおりです。

(以下のURLからも、ご確認いただけます。 <http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/other05/index.html>)

○ 平成17年度市場化テストモデル事業実績

	開拓求人件数	開拓求人数	充足数	正社員求人の割合	求人充足1人当たりの経費(委託費)
北海道札幌地域	4,074件	7,550人	1,296人	24.0%	30.0千円
福岡北九州地域	2,657件	5,357人	846人	38.8%	47.2千円
兵庫神戸地域	4,969件	8,324人	2,588人	56.5%	13.2千円

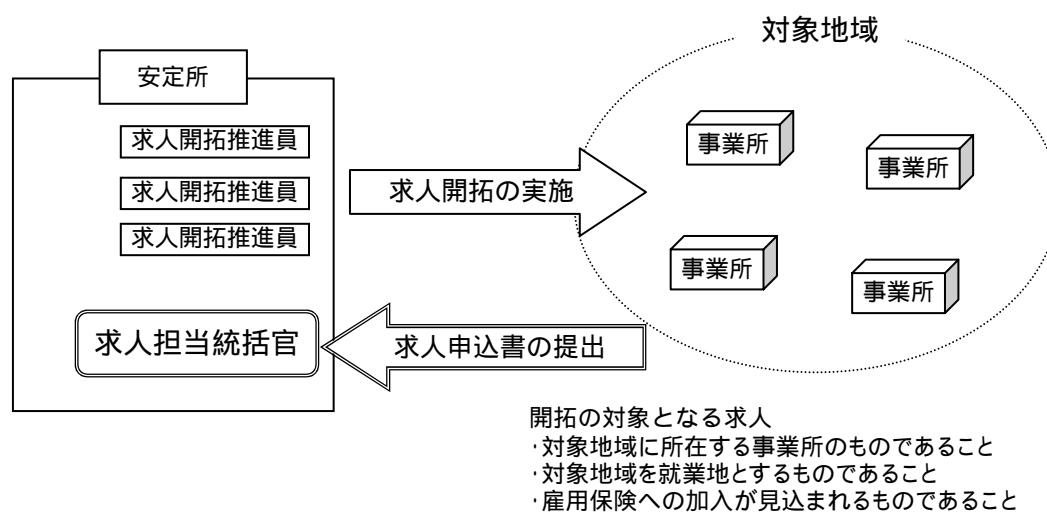
(労働市場の規模等から比較対象となる国の実施地域)

秋田中央地域	361件	698人	270人	38.4%	85.6千円
鹿児島鹿児島地域	1,458件	2,855人	929人	68.7%	26.3千円

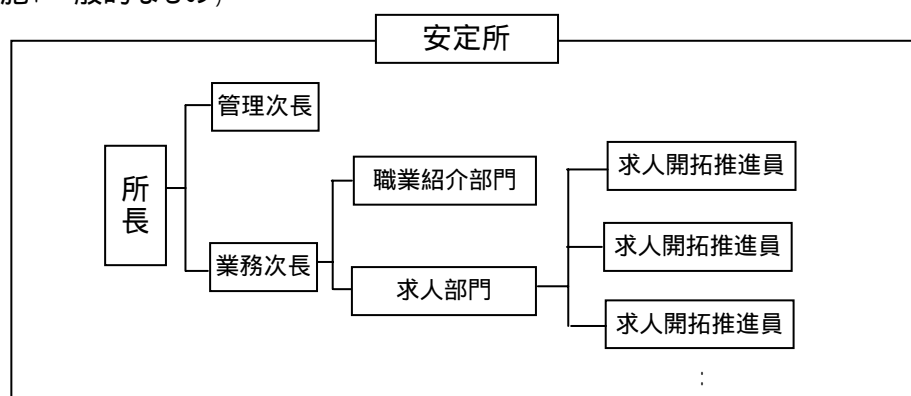
(労働市場の規模等から比較対象となる国の実施地域)

5 従来の実施方法等

従来の実施方法(国実施:業務フロー図)



組織図(国実施:一般的なもの)



(事業の目的を達成する観点から重視している事項)

求人開拓事業に従事する者は、その経歴等から対象地域における企業とのつながりや企業に関する知識等を活かした求人開拓を期待できるものが望ましい。

(注記事項)